

安全報告書 2012



平成24年8月
東京臨海高速鉄道株式会社

目 次

1 安全報告書の発刊にあたって

2 安全に関する基本方針と目標

2-1 安全方針

2-2 安全目標

3 運転事故、インシデント及び輸送障害の発生に関するご報告

3-1 運転事故

3-2 インシデント

3-3 輸送障害

4 安全確保のための取り組み

4-1 平成23年度 安全重点施策

4-2 安全教育

4-3 緊急時対応訓練

4-4 安全投資

4-5 駅構内の安全対策

5 安全管理体制と方法

5-1 安全管理体制

5-2 安全管理の方法

5-3 安全管理体制の見直し

6 お客様からのご意見とお客様へのお願い

6-1 お客様からのご意見

6-2 お客様へのお願い、呼びかけ

7 ご連絡先

1 安全報告書の発刊にあたって

東京臨海高速鉄道りんかい線をご利用いただき誠にありがとうございます。

りんかい線は、東京臨海部における基幹的な公共交通機関として、また、東京・埼玉・千葉・神奈川を結ぶ広域的なネットワークの一翼を担う路線として、平成8年3月に新木場～東京テレポート間が開業し、平成14年12月に全線開業いたしました。

同時にJR埼京線との相互直通運転を開始し、1日あたりの乗客数も約20万人（平成23年度実績）と増えてきております。

平成24年3月には開業16周年を迎え、この間、無事故運転を継続しております。当社は、鉄道事業者として、以下の経営理念をもとに、事業を運営しております。

1. 安全・安定輸送を最優先に企業経営を進めていきます。
2. 一都三県の中核地域をつなぎ、広域的な新たな人の流れを創出します。
3. 地域との連携を強化し、快適で明るくさわやかな旅客サービスを提供します。

特に、輸送の安全の確保は、鉄道事業者における最大の使命であり、役員・社員一同全力をあげ「安全対策に終着はない」ことを常に念頭に置き、事業運営にあっております。

この報告書は、鉄道事業法に基づき、平成23年度の輸送の安全確保のための取り組みや実態をまとめたものです。

広く皆様にご理解いただくとともに、皆様の声を今後の安全輸送に役立てたいと思い作成しました。

この報告書に対する皆様からのご意見やご助言などを頂ければ幸いです。



東京臨海高速鉄道株式会社
代表取締役社長 関谷 保夫

2 安全に関する基本方針と目標

当社では、平成18年9月、同年3月の鉄道事業法改正を踏まえ、「安全綱領及び安全に係る行動規範規程」及び「安全管理規程」を定め、輸送の安全を目指し安全管理体制を確立して、維持・向上に努めています。

また、平成19年4月に策定した経営の指針（平成19～24年度）「自立した元気な会社を目指して」のなかで、三つの経営理念及び経営目標を定めています。第一に「安全・安定輸送を最優先に企業経営を進めていきます。」を掲げ、安全を最優先に、お客様本位のサービスの向上に不断の経営努力を行っています。

2-1 安全方針

当社では、「安全綱領」を「安全方針」と位置付けています。輸送の安全を確保するため、安全管理体制の確立・維持・向上に努め、開業以来の「無事故運行」の継続に全力をあげています。

安全綱領（方針）

- ・ 安全の確保は、輸送の生命である。
- ・ 規程の遵守は、安全の基礎である。
- ・ 執務の厳正は、安全の要件である。

安全行動の規範（基本）

- ・ 私たちは、職責をこえ一致協力して輸送の安全確保に努めます。
- ・ 私たちは、輸送の安全に関する法令及び規程をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- ・ 私たちは、常に輸送の安全に関する状況を理解するように努めます。
- ・ 私たちは、職務の遂行に当たり、憶測に頼らず確認の励行に努め、疑わしい時はもっとも安全と認められる取り扱いをします。
- ・ 私たちは、事故・災害等が発生した時には、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全で適切な処置をとります。
- ・ 私たちは、情報を迅速かつ正確に必要な箇所へ伝え、情報の共有化を図ります。
- ・ 私たちは、常に問題意識を持ち、必要な改革に果敢に挑戦します。

2-2 安全目標

《事故ゼロ※の運行継続》

※事業者責任による鉄道運転事故をさします

りんかい線では、開業以来、事故ゼロを継続しています。

24年度も、安全方針および安全行動の規範に基づき、お客様の安全を最優先に考え、自然災害の発生や列車運行の支障に備えて災害対策や安全対策に取り組んでいきます。



【指差称呼の徹底】

3 運転事故、インシデント及び輸送障害の発生に関するご報告

3-1 運転事故^{注)}

開業以来、**運転事故ゼロ**を継続しています。

注) 運転事故とは、事業者責任による「鉄道運転事故」をさします。

3-2 インシデント^{注)}

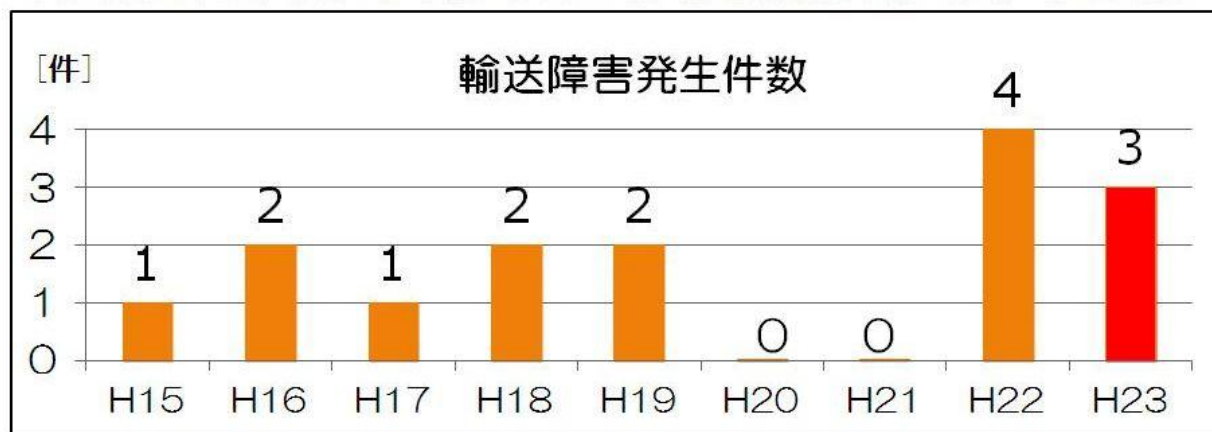
平成23年度は、インシデントの発生はありませんでした。

注) インシデントとは、鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態のことをいいます。

3-3 輸送障害^{注)}

平成23年度は、3件の輸送障害が発生しました。内容は、以下の3件です。

- (1) 品川シーサイド駅構内 信号設備故障(5月12日)
- (2) 新木場～国際展示場駅間 台風15号接近による風規制(9月21日)
- (3) 新木場～大崎駅間 運行管理システム不具合(9月27日)



注) 輸送障害とは、鉄道による輸送に障害を生じた事態で、鉄道運転事故以外のものをいいます。

発生件数は国土交通省への届出基準(列車に運休または30分以上の遅延が生じたもの)に基づき届出を行った件数です。

(運休が生じた場合でも、所定より30分以上の待ち時間を生じさせないものは除く)

4 安全確保のための取り組み

4-1 平成23年度 安全重点施策

平成23年度は以下の4つを施策の柱として安全重点施策を策定し、輸送の安全確保に取り組みました。

【平成23年度 安全重点施策】

I. 関係法令の遵守、安全最優先及び執務の厳正の徹底

- (1) 社員、及び協力会社に対する周知徹底
- (2) 規程類の再整備、文書・記録等の整理整頓

II. 事故、障害等の予防と危機管理体制の確立

- (1) 事故、障害、自然災害等の予防と対応策の強化
- (2) 輸送の安全を支える社員一人ひとりの技能、技術の向上

III. 輸送の安全を支える施設、車両の基盤強化

- (1) 施設及び車両の適切、確実な維持管理
- (2) 計画に基づいた施設、車両の改良、更新等の着実な実施

IV. 輸送の安全に向けた取り組みの見直しと継続的な改善

- (1) 内部監査や安全総点検などの実施による安全管理体制のチェック
- (2) 内部監査結果等に基づく安全管理体制の見直し

これらの安全重点施策については、四半期ごとに開催する安全管理委員会で進捗状況や達成状況の報告を行い、施策への取り組みの管理及び評価を行いました。

4-2 安全教育

輸送の安全確保に必要な知識や技能の習得のため、業務研修、車掌養成研修、運転士養成研修等を実施し、「安全第一」に徹する社員を養成しています。

◆乗務員教育

各乗務員のスキルアップを図るため、運転士・車掌を対象とした研修を毎月実施し、運転取扱い、異常時取扱い、車両故障応急措置、異常気象時取扱い等について、机上または車両を使用した実践的な訓練を実施しました。



◆駅係員教育

駅係員に対しては、毎年度定める教育訓練計画に基づき、運転取扱実施基準や多客時の対応などの机上研修、信号装置や転てつ機を使用した実地訓練を実施しました。



◆安全マネジメント研修

運輸安全マネジメント制度、安全管理体制に対する理解や安全意識向上のため、安全マネジメント研修を実施しました。平成23年度は、4月に新入社員を対象に、6月と11月には全社員を対象に研修を実施しました。



4-3 緊急時対応訓練

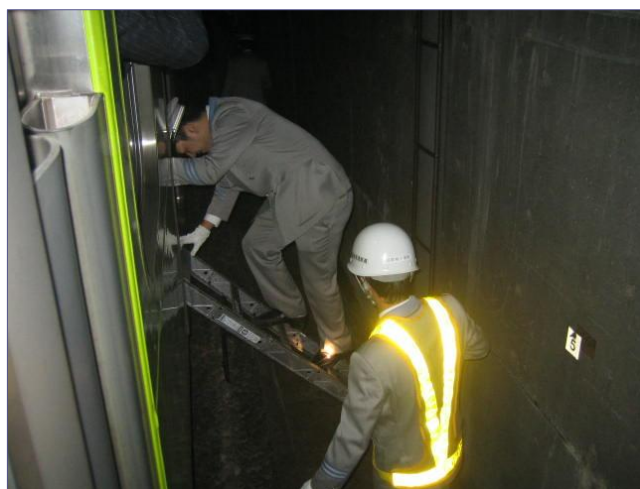
不測の事態に備え、様々な訓練を行っています。平成23年度は、トンネル内避難誘導訓練、異常時総合訓練等を実施しました。平成24年度も各種訓練を着実に実施します。

◆トンネル内避難誘導訓練

地震発生を想定したトンネル内の避難誘導訓練を実施しました。地震発生により、トンネル内で運転不能になった場合を想定し、最寄りの駅までお客様を誘導する訓練を行いました。また車外へ降りるための携帯簡易はしごの取扱訓練も行いました。（11月28日）



【携帯簡易はしご設置】



【お客様避難誘導訓練】

◆異常時総合訓練

車両トラブルや、保守点検用車両が故障した場合の救援訓練など、様々な異常時を想定した訓練を実施しました。この訓練には、本社部門、現業部門に加え、協力会社の社員も参加して行いました。（10月11日）



【人身事故取扱訓練】



【携帯用信号炎管使用訓練】



【保守用車救援訓練】



【飛来物除去訓練】

◆非常呼出訓練

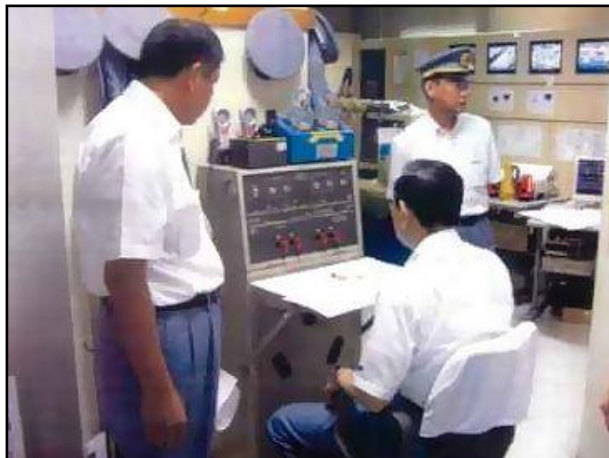
事故発生を想定して全社員を対象に非常呼出訓練を実施しました。（9月1日）

◆補助制御盤取扱訓練

指令システムの故障により通常の信号制御が出来なくなった場合を想定した、補助制御盤による運行訓練を実施しました。（6月12日、9月11日、12月18日、2月20日）



【補助制御盤】



【取扱訓練】

◆代用閉そく方式（通信式）訓練

信号機故障により、通常の自動閉そく方式が施行できなくなった場合を想定した「代用閉そく方式（通信式※）」による運行訓練を実施しました。（5月23日～27日）

※ 列車を安全に運行するため、鉄道においては列車に対して閉そく区間を設け、自動閉そく方式により運行されています。しかし信号故障などにより自動閉そく方式が施行できない場合に、複線区間の閉そく区間の両端の駅長が、閉そくの専用電話機を定め、その区間に列車が無いことを確認してから、列車の出発と次駅の到着を通信で相互に確認して運転する方式を、「通信式」といいます。

◆非常通報ボタン取扱訓練

駅係員による非常通報ボタンの操作方法、復位方法、操作した時の状態の確認等の訓練を実施しました。（5月11日～5月20日）

◆消防訓練

春と秋の全国火災予防運動にあわせ、消防訓練を実施しました。秋の訓練は、深川消防署隊員の指導のもと、消火器や、三角巾の取扱訓練を行いました。（11月10、11、14、15日、3月8、9、12、13日）



【消火器取扱訓練】



【三角巾取扱訓練】

◆設備復旧訓練

設備故障が発生した場合の訓練を実施しています。平成23年度は信号設備の復旧訓練を協力会社と合同で実施しました。（12月26日）



【ATS-P 地上子交換訓練】

4-4 安全投資

平成23年度は投資総額25億円のうち19億円を安全投資にあてました。主なものは以下のとおりです。

◆列車運行管理システム（PTC）の更新



【列車運行管理システム】

列車運行管理システム（PTC）の更新を平成22年度より実施していました。記憶されたダイヤ情報を基に、列車の運行管理と旅客案内に関する情報提供を総合的にシステム化したもので、平成23年5月に切替を行い、更新が完了しました。

◆電車線設備の更新



【トロリー線の張替】

電車線設備のうち、摩耗が進んだトロリー線や、塩害などで腐食が進んだハンガー及びちょう架線の交換を実施し、安全性の向上を図りました。

◆車両の部品更新

車両の故障発生を未然に防ぐため、車両の制御機器装置の更新などの改修工事を行いました。



【機器更新工事】



【夜間走行試験】

◆通信システムの更新

老朽化した光伝送装置と電話交換機を更新します。平成23年度より工事を開始しており、平成24年度中に切替を完了する予定です。

◆急曲線部のレール交換

摩耗が激しい急曲線部分のレール交換を実施しました。平成23年度は大井町～大崎間など4箇所、あわせて約1800mの交換を行いました。

4-5 駅構内の安全対策

◆鉄道テロ防止対策

駅構内の巡回強化や、防犯カメラによる監視などを行っています。



【社員による構内巡回】



【防犯カメラによる監視】



【非常呼出電話機】



【ゴミ箱のシースルー化】

◆非常通報ボタン[※]の増設



【増設した非常通報ボタン[※]】

ホームから線路上に転落した人を発見した場合など、列車を止める緊急時のために、非常通報ボタン[※]をホーム上に設置してあります。

平成23年度は大井町駅に1台増設し、全線の7駅で合計69台となりました。

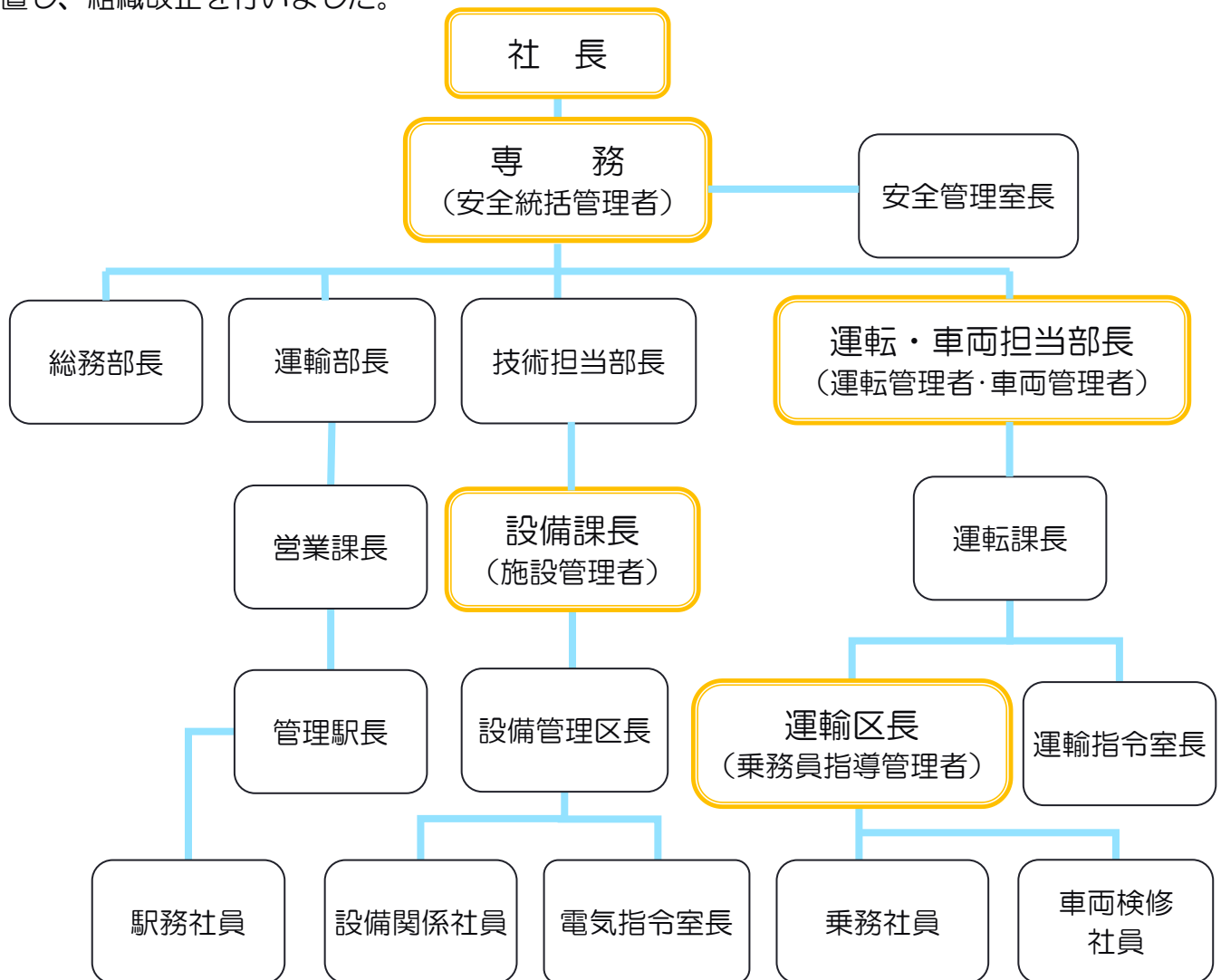
※平成24年7月より名称を「非常通報ボタン」から「非常停止ボタン」に変更しました。

5 安全管理体制と方法

5-1 安全管理体制

社長をトップとする安全管理体制を構築し、運用しています。

この組織の中で、「安全統括管理者」「運転管理者」「施設管理者」「車両管理者」「乗務員指導管理者」が、それぞれの権限、役割を明確にした上で、安全確保のための役割を担っています。また、平成23年度は、更なる安全管理体制の向上を目指すため、「安全管理室」を設置し、組織改正を行いました。



(2012年3月31日現在)

社長、安全統括管理者ならびに各管理者の役割は以下とおりです。

社 長	輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する。
安全統括管理者 (専務)	輸送の安全確保に関する業務を統括する。
運転管理者 (運転・車両担当部長)	安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を管理する。
施設管理者 (設備課長)	安全統括管理者の指揮の下、鉄道施設に関する事項を管理する。
車両管理者 (運転・車両担当部長)	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を管理する。
乗務員指導管理者 (運転区長)	運転管理者の指揮の下、運転士・車掌の資質保持に関する事項を管理する。

5-2 安全管理の方法



【安全管理委員会】

◆『安全管理委員会』

社長を委員長とし「安全管理体制」の適切な運用のため、安全管理に関する情報の共有化を図るとともに、「安全重点施策」の策定及び進捗の管理を行っています。平成23年度は4回開催しました。



【事故の芽つみとり会議】

◆『事故の芽つみとり会議』

安全統括管理者を委員長として、事故につながる可能性のある個別の事象について分析及び対応策の検討を協議して、事故防止に役立てています。平成23年度は7回開催しました。

◆事故災害時の緊急体制

「安全推進・事故災害取扱規程」に基づき、鉄道事故や自然災害が発生した場合に備え、緊急時の体制を整備しています。また、状況により対策本部を設置して対応にあたります。

◆経営層による職場巡回

社長をはじめとする役員が安全総点検などの機会に、現場の巡視や社員との意見交換を通じて、安全管理の状況を確認しています。



【社長の訓示】



【安全統括管理者の訓示】



【駅構内の巡視点検】



【現場での社長訓示】

◆『安全連絡会議』

請負工事業者や業務委託業者を対象に、当社の安全管理体制に基づく取り組みや、工事施工を行う上での必要な教育・指導を行い、安全意識の向上を図ることを目的としています。平成23年度は、64業者、計100名が参加しました。（12月1日）



【安全統括管理者による挨拶】



【会議の実施状況】

5-3 安全管理体制の見直し

当社では、安全管理体制が適切に機能しているかどうか、内部監査の実施などにより確認するとともに、その結果を随時反映させ改善に努めております。

平成23年度の内部監査は、社長、安全統括管理者、運転管理者、施設管理者などにインタビューを実施し、安全管理体制が適切に機能しているか確認しました。

内部監査結果により改善等の必要が認められた場合には、次年度の安全重点施策に盛り込むなど、重点的に取り組んでいきます。



【社長へのインタビュー】



【安全統括管理者へのインタビュー】

6 お客様からのご意見とお客様へのお願い

6-1 お客様からのご意見

りんかい線では、お客様サービスの向上や輸送の安全確保に取り組む為、お客様からの貴重なご意見、ご要望をお受けしております。お客様の声としていただいたご要望、苦情については、直ちに状況を確認し、必要な対策を行っています。また、ご意見の内容によりましては、行った対策についてお客様へ回答するなど、迅速にお応えするよう努めていきます。

お客様からのご意見については、ホームページ（<http://www.twr.co.jp/>）内に、お問い合わせ専用フォームを設けております。

平成23年度に寄せられたお客様の声は400件あり、そのうち苦情は50件でした。

6-2 お客様へのお願い

◆線路上に転落した人を発見した場合

ホームから線路上に転落した人を発見した場合など、緊急に列車を止める必要が生じた場合は、ホーム上に設置されている「非常停止ボタン」※を押して、お知らせください。

※平成24年7月より名称を「非常通報ボタン」から「非常停止ボタン」に変更しました。



◆線路に物を落とした場合

線路上に物を落としたり、ホームでの異常を発見した場合は、慌てずホームに設置の非常呼出電話機のボタンを押して下さい。駅係員と通話ができます。線路内には絶対に立ち入らないでください。



7 ご連絡先

安全報告書の内容や当社の安全への取り組みに対するご意見をお寄せください。

東京臨海高速鉄道株式会社 総務部総務課
TEL 03-3527-6760 FAX 03-3527-7142
URL <http://www.twr.co.jp/>

編集 東京臨海高速鉄道株式会社 安全管理室